



欧州投資銀行

European Investment Bank (EIB)

トルコリラ建債券 0% 2022年09月05日満期

証券情報

- 1) 証券の名称 : 欧州投資銀行 2022年09月05日満期
0% ユーロ・トルコリラ(以下「TRY」という)建て債券
- 2) 発行地 : ユーロ市場
発行形態 : Medium Term Note
債券形式 : 無記名債
- 3) 発行日 : 2007年09月05日(現地時間)
- 4) 発行額 : TRY 150,000,000.00-
- 5) 利率 : 0% (n/a) (ACT/ACT)
利払日 : 該当なし
- 6) 償還期限 : 2022年09月05日(現地時間)
償還金額 : 額面金額の100.00% (発行価格: 22.325%)
- 7) 受託会社 : N/A
財務代理人 : CITIBANK NA
主支払い代理人 : CITIBANK NA
- 8) 上場取引所 : 重複上場(ルクセンブルグ取引所、ベルリン取引所、フランクフルト取引所)
- 9) 信用補完 : 特になし
- 10) 他の債務との弁済順位の関係 : シニア、非劣後
- 11) 格付け及び格付け機関* : Aaa/AAA (Moody's/S&P)
*Moody's 及び S&P は金融商品取引法上の登録を受けておりません。
- 12) 営業日 : ロンドン、イスタンブル
- 13) 準拠法 : 英国法
- 14) ISIN 番号 : XS0318345971
- 15) 券面 : 1,000



発行体情報

発行体名: European Investment Bank (EIB) (欧州投資銀行(以下「EIB」という。))

信用格付け: Aaa/AAA (Moody's/S&P)

*Moody's 及び S&P は金融商品取引法上の登録を受けておりません。

業務目的: EIB の使命は、厳格な銀行業を慣行を維持しつつ、特定の設備投資プロジェクトに対して長期融資を行うことにより欧州連合の目的を押し進めることである。したがって EIB は、経済統合及び経済的・社会的結びつきにおいて団結したヨーロッパを構築するために貢献している。欧州連合の機関として、EIB は常にその活動を欧州共同体の政策の展開に適応させている。銀行として、EIB は資本市場における借入れおよび設備投資プロジェクトへの融資のいずれかの場合においても銀行業界と一致協力して働く。EIB は主に借入れ手取金から融資を行い、かかる借入れ手取金と EIB の「自己資金」(払込済資本および準備金)はその「自己資金源」を構成する。欧州連合以外では、EIB の融資業務は主に EIB の自己資金源から行われるが、また、EIB は欧州共同体または加盟国の財源からこれを行うことも授權されている。

設立:

第二次世界大戦後に、政治的、経済的統合及び協力の達成を目的としたヨーロッパ諸国の努力の一環である欧州経済共同体を設立する条約(ローマ条約)により、1958年に設立された。

EIB の法的地位:

- EIB は法人格を有し、各加盟国の法律のもとで法人に与えられる最も広範な法的資格を有する。
- EIB は自らの名において財産の取得及び譲渡を行うことができ、また訴訟当事者能力を有する。
- EIB ならびにその資産、収入およびその他財産は加盟国のあらゆる直接税を免除される。EIB はまた、EIB が所在する加盟国内における、応募済資本金および払込済資本金の増額に伴うあらゆる課税その他の賦課ならびに当該増額に伴うあらゆる法的手段を免除される。定款に基づき行われる EIB の活動は、加盟国内におけるいかなる取引高税の対象にもならない。
- 定款に基づく加盟国の義務の履行ならびに総務会および EIB の理事会によって採られた措置の法的有効性に関する一定の起訴については、ローマ条約により、ルクセンブルグ所在の欧州共同体司法裁判所が専属的管轄権を有する。当該専属的管轄権に属するものを除き、加盟国の行なった保証に基づく請求を含む、EIB とその債権



者または債務者との間の訴訟についてはそれぞれの国内管轄裁判所において行うことができる。加盟国内の EIB の財産および資産は、裁判所の判決を受けかつ欧州共同体司法裁判所がそれを承認した場合のほかは、強制執行による差押または押収の対象とはならない。



EIB の業務概況：

- EIB は、加盟国の欧州連合領域内で実施される投資対象事業について、加盟国ならびに公企業および私企業に対し、これらの借手が他の方法によっては資金を受当な条件で調達できない場合に限り貸付および他からの借入れの保証を行う。定款は、このような事業が経済一般の生産性を高めることに寄与し、共同市場の促進するものでなければならない旨規定している。

加盟国以外の企業または団体に対して貸付を行う場合には、EIB は、当該事業がその領域内で実施される予定の加盟国の保証またはその他の適切な担保のいずれかが得られることをかかる貸付の条件としなければならない。さらに借手が生産部門に従事する者である場合は、定款は貸付に関する利息および分割償還金の支払が当該事業の予想営業利益によって賄い得る場合についてのみ、EIB が貸付および保証を供与することを認めている。

EIB の行う貸付および EIB の保証する借入の残高合計は、応募済資本金の 250% を超えることができない。EIB による貸付および保証は対象プロジェクトのコストの一部のみを賄うもので、これは当該借手の自己資金や当該借手が他から調達した資金を補完するものでしかない。すなわち、一般的に EIB は対象プロジェクトの総費用の 50% を上回る額の貸付は行わない。

EIB の貸付内容は多様化されており、単一の産業、経済部門もしくは国に偏在していない。EIB の資金は加盟国のすべてを通じて広範囲な企業の資金調達に供せられており、EIB はこのような貸付に対し、いかなる損害も蒙ったことはない。

- 1960 年代から、EIB はおよそ 150 の国々において欧州連合が推進している協力政策に積極的に参加している。EIB による協力活動の付託条件は通常、複数年のマンデートとなっており、欧州連合により EIB に割り当てられる。

定款第 18 条第 1 項第 2 号の定めるところによると、理事会の提案に基づき、総務会は全会一致の決議により、EIB に対して加盟国の欧州連合加盟国外において全体または一部が実施される予定の事業についての貸付を行うことを授権することができる。かかる貸付は、その他の点においては、上述した加盟国内部の貸付に関する定款の各規定に沿って行われる。EIB はこのような貸付の多くの場合 EU と他国家間の協力協定の融資関係議定書に基づき行ってきた。

定款に基づき EIB は各貸付につき関係加盟国の保証または他の適切な担保を取得する義務を負っている。域外貸付においてほとんどの場合、EIB は、他の担保に加えて加盟国又は EU の保証を得ている。

- EIB はいかなる通貨であれ、EIB にとって最も有利と思われる通貨で、また EIB が活動する資本市場においてその時最も有利な条件で借入を行う。EIB はいかなる借入金の元利金の支払に関しても、その履行を怠ったことはない。



所在地： 100, Boulevard Konrad Adenauer, L-2950 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg
代表電話：352-4379-3122

決算期： 12月

財務内容・業績： 下記表ご参照 (IFRS に基づく単体財務書類)

(単位：1,000 ユーロ)

	2010年12月31日	2009年12月31日
資産合計	419,825,748	367,401,338
負債合計	379,639,929	329,332,161
自己資本合計	40,185,819	38,069,177
当期純利益	2,116,642	1,876,894

情報ソース:ブルームバーグ、発行体のホームページ、www.eib.org 及び
http://www.eib.org/investor_relations/reports/index.htm、又直近の有価証券報告書等